

旅行条件書

お申込の前に必ずお読み下さい

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社ウェック・トレック(観光庁長官登録旅行業第 1662 号 以下「当社」といいます)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。

3. 旅行のお申込み

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項をご記入のうえ、以下申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取扱います。
海外旅行の場合:50,000 円以上旅行代金まで
国内旅行の場合:20,000 円以上旅行代金まで
(2) 当社は電話等の通信手段により旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

4. 旅行申込条件

(1) お申込み時点で 15 才未満の方は、保護者の同行を条件とします。(但し、一部コースを除きます。)
(2) 旅行開始時点で 20 才未満の方は、保護者の同意書が必要です。
(3) 慢性疾患をお持ちの方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、その他特別な配慮を必要とするお客様は、お申込みの際にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。健康診断書を提出していただく場合もあります。団体行動に支障をきたすとき当社が判断する場合は参加をお断りさせていただきます。または同伴者の同行を条件とする場合があります。
(4) お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
(5) 特定の旅客層を対象とした旅行については、ご参加者の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
(6) 特定の旅行へのご参加に際しては、事前に当社所定の健康診断書を提出していただく場合があります。なお、診断の結果、健康状態が当該旅行に耐えられない恐れがある場合には、ご参加をお断りする場合があります。
(7) ご旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により、保護を要する状態になると当社が判断する場合は、お客様の申出の有無にかかわらず必要な措置を取ることがあります。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
(8) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、別途条件でお受けすることもあります。
(9) お客様の都合により、旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
(10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、ご参加をお断りする場合があります。
(11) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りすることがあります。

5. 旅行契約の成立

(1) 旅行契約は当社がお申込みを承諾し、第 3 項の申込書と申込金を受理した時に成立いたします。
(2) 当社指定の銀行口座への旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書を持って代えさせていただきます。

6. 契約書面と最終旅行日程のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2) 契約書を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を運送とも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日以前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日より前に全額をお支払いいただきます。また、30 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道、送迎バス等の利用運送機関の運賃・料金(燃油サーチャージ等は含みません)(ただし、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます。)
(2) 旅行日程に明示した観光料金
(3) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金(2 人部屋に 2 人

ずつの宿泊を基準とします。ただしコースによっては異なります。)
(4) 旅行日程に明示した食事の食事料金及び税・サービス料金(機内食は除く)
(5) 手荷物運搬料金(運輸機関の定める規定重量、容積、個数の範囲内)
(6) 添乗員同行コースの添乗員同行費用
上記の経費はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しの対象とはなりません。

9. 旅行代金に含まれないもの

※第 8 項のほかは旅行代金に含まれていません。その一部を以下に例示します。
(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
(2) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加飲食費等個人の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金
(3) 傷害、疾病に関する医療費
(4) 渡航手続諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、旅行保険料、渡航手続取扱材料金等)
(5) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
(6) 日本国内の空港施設使用料
(7) 旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットに明示したコースを除きます。)
(8) お一人部屋を使用する場合の追加料金
(9) 男女別併用部屋以外の部屋を希望する場合の追加料金
(10) オプション・ツアー(別添料金の小旅行)の料金
(11) 運送機関の課す追加運賃・料金

10. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約に応じて渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない理由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2) 第 11 項より旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の金額を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に対して譲り渡すことができます。この場合、お客様は所定の事項を記入の上、交替手数料(1 人あたり 1 万円)をお支払いいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けただけが、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。

14. お客様による旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前
I. お客様の解除・払戻し
(ア) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
(イ) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
A) 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 21 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りします。
B) 第 12 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
D) 当社がお客様に対し、第 6 項の(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
E) 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(ウ) 当社は本項(1)の I のアにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の I のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
(エ) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を収受します。
(オ) 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
(カ) 当社の責任とらない各種ローンの取扱い上及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

II 当社の解除・払戻し

(ア) お客様が第 7 項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の I のアに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(イ) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
A) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
B) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
C) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
D) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
E) お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目にあたる日より前、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
F) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
G) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(ウ) 当社は本項(1)の II のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。また本項(1)の II のイにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

I. お客様の解除・払戻し
(ア) お客様の都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
(イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
(ウ) 本項(2)の I のイの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

II 当社の解除・払戻し

(ア) 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
A) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
B) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
D) 上記 C の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された旅行の継続が不可能となったとき。
(イ) 解除の効果及び払い戻し
本項(2)の II のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかつ

た旅行サービスの提供者に対して、取送料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取送料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

(ウ) 本項②のⅡのＡ、Ｃにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

(エ) 当社が本項②のⅡのＡの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

○取消料

国内旅行に係る取消料	
区分	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の30%以内
旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
旅行開始日当日に解除する場合	旅行代金の50%以内
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

海外旅行に係る取消料	
区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の10%以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の20%以内
旅行開始日の前々日以降に解除する場合	旅行代金の50%以内
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

ピーク時とは、12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31までをいいます。

15. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、官公署の命令、自由行動中の事故、食中毒、盗難、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の場合を除き、お客様に対してその損害を賠償する責任を負いません。また、上記の事由により旅行日程に変更・短縮が生じた場合は返金いたしません。
- (3) 手荷物についての損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1人につき、15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

16. 特別賠償

- (1) 当社は前項の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとなります。

17. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかに関係する添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

	変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3
②	パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1	2
③	パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1	2
④	パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1	2
⑤	パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1	2
⑥	パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1	2
⑦	パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1	2
⑧	パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1	2
⑨	前各号に掲げる変更のうちパンフレットのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5

- 注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱いいます。
- 注2: ③④に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
- 注3: ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注4: ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱いいます。
- 注5: ⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

18. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

19. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

20. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により第17項(1)及び第21項(1)の責任を負いません。
- (4) 日本国内の空港等から、発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (5) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第13項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第14項の当社所定の取消料をいただきます。
- (6) 渡航先の衛生状況については、「海外渡航者のための感染症情報」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
- (7) 渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)または外務省海外安全相談センター(03-5501-8162)でご確認ください。

株式会社ウェットレック
代表取締役 古野 淳
東京都港区新橋6-22-8
尾島ビル5階 〒105-0004
電話 03-3437-8848